

高松市入札監視委員会条例施行規程（平成２４年高松市病院局管理
規程第１１号）

（趣旨）

第１条 この規程は、高松市入札監視委員会条例（平成２４年高松市条例第
号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（高松市入札監視委員会の調査審議の対象とするもの）

第２条 条例第２条の企業管理規程で定める金額は、１３０万円とする。

２ 条例第２条の企業管理規程で定めるものは、次に掲げるものとする。

（１） 予定価格が５０万円を超える建設工事に係る設計コンサルタント（基
本設計コンサルタントを除く。）

（２） 予定価格が５０万円を超える建設工事に係る測量コンサルタント

（３） 予定価格が１３０万円を超える建設工事用資材の製造

（庶務）

第３条 条例第８条の企業管理規程で定める組織は、病院局市民病院事務局総
務課（新病院整備事業に係るものについては、病院局新病院整備課）とする。

（委任）

第４条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が定め
る。

附 則

この規程は、平成２４年７月１日から施行する。